

フォークリフトについて

Q:フォークリフトの資格にはどのようなものがありますか？

A:フォークリフトの最大荷重に応じて以下の資格に分類されています。

区分	資格	技能講習 修了者	特別教育 修了者
最大荷重1t以上		○	×
最大荷重1t未満		○	○

(根拠法令:安衛令第20条、安衛則第36条等)

Q:フォークリフト運転技能講習を修了すると、どのようなフォークリフトが運転できますか？

A:最大荷重に関係なく、カウンターバランスフォークリフトやリーチフォークリフト等の運転をすることができます。

Q:フォークリフト運転技能講習修了証を所持しているのですが、フォークリフトで公道を運転できますか？

A:フォークリフト運転技能講習修了証は、フォークリフトで荷役作業をするための資格です。

公道走行する場合はナンバープレートの取得、ブレーキランプやウインカー等の保安部品の装着と車両の構造等に応じて別途小型特殊免許又は大型特殊免許等が必要となりますので、メーカーや販売店等で確認してください。

(根拠法令:安衛令第20条、道交法第3条等)

Q:公道でフォークリフトでの荷役作業は出来ますか？

A:できません。

本来物品を積載する場合は、物品積載装置(トラックの荷台等)に積載しなければなりません。フォークリフトのフォーク部分(爪)は国交省通達において「物品積載装置」に当たらないものとされているので公道での荷役作業はできません。

(根拠法令:S30・国交省通達、道交法第55条)

Q:フォークリフト特別教育修了証(1t未満)を所持しています。受講する際に科目の免除を受けることは出来ますか？

A:できます。

ただし、以下の書類の提出が必要になります。

- ①フォークリフト特別教育修了証
- ②業務経験証明書
- ③業務経験期間で使用したフォークリフトの特定自主検査結果通知書の写し

Q:特別教育の業務経験で受講したいのですが、業務経験とはどのようなものをいうのですか？

A:厚生労働省の通達では「その車両を本来の用い方に従って用いることをいう。具体的にはフォークリフトでいえば走行及び荷役をいう。」とされています。

例えば車両の走行のみ、車両の点検のみ等はこの「本来の用い方」には該当しないものと考えられます。業務経験で受講される方は、この点を踏まえて証明をしてください。

(根拠法令:S47・厚労省通達)

Q:フォークリフトの受講コースはどのような種類がありますか？

A:普通免許等持ちの方は4日間コース(学科1日・実技3日)、大型特殊免許持ちの方は2日間コース(学科1日・実技1日)の種類があります。

Q:フォークリフト技能講習を受講したいのですが、土日しか来れません。受講できますか？

A:大丈夫です。当校のフォークリフト講習は土日限定コースも実施していますので、当校の講習予定表を確認してお申込みください。

Q:大型特殊免許を所持しています。受講コースはどのようになりますか？

A:大型特殊免許(無限定)又は大型特殊免許(農耕限定)の方は2日間コース、大型特殊免許(カタピラ限定)は4日間コースの受講となります。

Q:フォークリフトのフォーク部分(爪)にロープ等で荷物を掛けて運搬することは出来ますか？

A:できません。

質問のような場合やリフトで人の昇降することは「用途外使用」となり、禁止されています。

(根拠法令:安衛則第151条の14)

Q:フォークリフトを工場の構内でしか運転しませんが、資格は必要ですか？

A:必要です。

工場の構内であってもフォークリフトの資格は必要です。

(根拠法令:安衛法第59、61条)